

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

## Newsletter

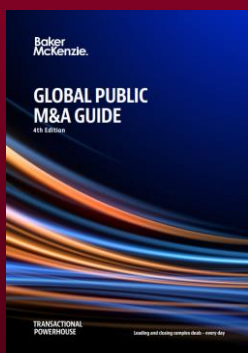
28 July 2023

### 「グローバル・パブリックM&A ガイド（英語）」更新のお知らせ

パブリックM&A（上場企業の買収）は、複数の法域に又がることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の両方が必要となります。

本ガイドは、上場企業の買収の実務に焦点を当て、一般的な法的枠組み、各国における買収の実務と戦術、上場企業のM&A取引に関する主要な法的留意点を要約しています。

本ガイド（無料）をご希望の方はメールにてご連絡ください。



## Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 84

### はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 84 となる本号では、サウジアラビア政府による民事取引法の制定と公布の発表、国際最低課税額に関する法人税法施行令及び施行規則の交付、OECD 第二の柱に関する新たな Administrative Guideline の公表等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 1. 日本／グローバル

日本／グローバル：国際最低課税額に関する法人税法施行令及び施行規則の公布、OECD 第二の柱に関する新たな Administrative Guideline の公表

#### 2. アジア

シンガポール：国外資産の譲渡益に対する課税に係る所得税法改正案

#### 3. 豪州

オーストラリア：外国人所有権登記（2023年7月1日開始）  
オーストラリア：買収契約に基づく請求—買主と売主の教訓

#### 4. 米州

米国：再生可能エネルギープロジェクトに係る Domestic Content Tax Credit のガイダンスの公表

#### 5. 欧州

英国：TP 及び PE 関連法案・二国間租税条約改正に関する最新動向  
英国：透明性の向上のための新たな取組—新しい義務的開示制度の施行  
ルクセンブルク：外国直接投資審査のための国内法制度の導入

#### 6. 中東

サウジアラビア：民事取引法の制定と公布を発表

#### 7. ESG / Sustainability

日本：「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の公表  
オーストラリア：新たなグリーンウォッシュ指針案の公表  
EU：欧州理事会における自然回復措置法案に関する一般的なアプローチに関する合意

「弁護士・依頼者間の秘匿特権  
(英語)」グローバルガイド  
第4版発行のお知らせ

この度、「弁護士・依頼者間の秘匿特権  
(英語)」グローバルガイド第4版  
を発行しました。

本ガイドは、主要34法域の秘匿特権に  
関する法令と実務を包括的に網羅して  
います。世界情勢から紛争リスクの高  
まる中、各国ごとに異なる複雑な秘匿  
特権のルールを把握し、現地弁護士と  
の秘密保持を徹底する必要がある企業  
にとって、貴重なリソースとなります。  
是非ご一読の上、さらに詳細をお  
知りになりたいときは弊所紛争解決グ  
ループまでご相談ください。

本ガイド(無料)をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



## 1. 日本／グローバル

### 日本

#### 国際最低課税額に関する法人税法施行令及び施行規則の公布、 OECD 第二の柱に関する新たな Administrative Guideline の公 表

##### 概略

本年3月に可決された令和5年度税制改正法案に含まれた国際最低課税額制度(2024年4月1日開始事業年度から適用)、いわゆるグローバルミニマムタックス制度に関する法人税法施行令が2023年6月16日、同法施行規則が2023年6月30日に相次いで公布された。又、7月に入ってからOECDより、グローバルミニマムタックス制度に関するAdministrative Guideline(以下、「July AG」)が公表された。

##### 国際最低課税額制度に関する政令・省令

令和5年度税制改正後の法人税法には、2024年4月1日以降に開始する対象会計年度について適用される国際最低課税額に対する法人税が盛り込まれたが、詳細については多くの部分が政令委任されていたところ、国際最低課税額に対する法人税に関する政令が2023年6月16日に公布された。政令は広範囲に渡って規定されており、基本的にOECDから公表されているGloBE RulesのうちIncome Inclusion Rule(IIR)に関する部分と整合されたものになっていると考えられる。しかしながら、詳細の計算の多くの部分はさらに省令委任されている。

例えば、国際最低課税額に対する法人税の計算の核の一つである法人税法施行令第155条の16(当期純損益金額)は、「当該構成会社等又は共同支配会社等の当期純利益金額又は当期純損失金額として財務省令で定める金額であって、構成会社等と他の構成会社等との間又は共同支配会社等と当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等との間の取引に係る金額の相殺をすることその他の特定連結等財務諸表の作成において必要とされる会計処理として財務省令で定める会計処理が行われなかったものとしたならば算出されることとなる金額をいう。」とされている。

政令の公布に続き、2023年6月30日に国際最低課税額に対する法人税に関する省令も公布された。省令の規定も基本的にGloBE Rulesに整合したものになっており、極めて詳細に規定されているが、一部の計算については通達等による明確化がさらに必要になると考えられる。

例えば、法人税法施行令第155条の35(調整後対象租税額の計算)、第3項に定義される被配分当期対象租税額の第一号は、「当該恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額(法人税等調整額を除く。以下この項において同じ)のうち当該恒久的施設等の個別計算所得等の金額に対応するものとして財務省令で定めるところにより計算した金額」とされ、それを受けた省令第38条の29第1項第1号で、「恒久的施設等を有する構成会社等又は共同支配会社等の当期純損益金額に係る対象租税の額(括弧書きを省略)のうち当該恒久的施設等の所得に係る部分の金額として当該構成会社等又は共同支配会社等の所在地国の租税に関する法令の規定を勘案して合理的な方法により計算した金額」とされている。この規定は、国外に恒久的施設、つまり海外支店を有している場合の当該海外支店の所得について、本店所在地国で課せられた対象租税額を、海外支店所在地国に配分する規定であるが、「合理的な方法により計算した金額」がどのようなものかは明確になっていない。

## 「企業の実質的所有者（英語）」 レポート更新のお知らせ

この度、EU 及びその他の国における実質的所有者報告義務に関するレポート「企業の実質的所有者」を更新しました。

本レポートでは、2022年2月1日時点における、第5次マネーロンダリング指令（MLD5）の施行に関するEU加盟国の遵守状況をハイレベルで概観するとともに、EUを脱退している英国、さらに香港、シンガポールの実質的所有者報告制度も網羅しています。是非ご一読ください。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



## July AG 及び日本の法令との関係

2023年2月に OECD から公表された Administrative Guideline（以下、「Feb AG」）に続き、7月に入って July AG が公表された。Feb AG に続き、これまで疑義が生じていた部分について明確化、補完する内容となっている。特に Qualified Domestic Minimum Tax（以下、「QDMTT」）について、さらなる明確化がされている。

QDMTT は基本原則（Guiding Principles）として、以下を掲げている（Feb AG の 5.1.2 項）。

- a. The minimum tax must be consistent with the design of the GloBE Rules; and
- b. The minimum tax must provide for outcomes that are consistent with the GloBE Rules.

要するに、QDMTT は GloBE Rules と整合するものであり、GloBE Rules と整合する結果をもたらすものであることが大原則である。もっとも、この大原則が維持されるのかは疑問が残る。一例としては、GloBE Rules の 4.3.2 項に規定される Allocation of Adjusted Covered Taxes、我が国の法令では政令第 155 条の 35 第 3 項に定義される被配分当期対象租税額の計算における、海外支店所得に対する本国租税、親会社所在地国におけるタックスヘイブン税制適用による外国子会社の所得に対する租税は、当該海外支店又は外国子会社の所在地国の租税として配分されるところ、Feb AG では QDMTT の計算においてこれらの本国での租税は考慮されるべきでないと言及されている。その合理性としては、計算の煩雑化を避ける点、そして課税権を QDMTT に優先的に与えるべきという 2 点が挙げられている。

July AG では、さらに対象会社が支払った配当に対する配当受領法人側での租税が、対象会社所在地国の QDMTT の計算で考慮されるべきではないとしている（July AG 第 4 章、第 43 項）。QDMTT が Feb AG/July AG のように各国で立法化された場合、例えば我が国のタックスヘイブン税制、海外支店に対する課税、外国子会社からの配当に対する課税を通じて、既に連結ベースではミニマムレート（15%）を超過する税負担となっている所得について、さらに QDMTT が課せられる可能性が生じてくる。確かに、本国側で QDMTT が外国税額控除の対象となるのであれば、理論的には追加の租税負担は生じないが、QDMTT を課す国において複数の子会社、恒久的施設が存在する場合において、どのように QDMTT が配分されるかによっては、外国税額控除が有効に機能しない可能性も考えられる。いずれにしても、外国税額控除関連規定の改正が必要になると考えられる。

[最初のページに戻る](#)

## 2. アジア

### シンガポール

#### 国外資産の譲渡益に対する課税に係る所得税法改正案

##### 概略

1947年に制定された所得税法（以下、「ITA」）を改正する「所得税（改正）法案 2023」において、シンガポールに経済的実体を持たない事業者が国外資産を売却した際にシンガポールで受け取る利益に課税する新規度が提案された。



## 「2022-2025年における税務紛争展望（英語）」レポート発行のお知らせ

世界的なビジネスの急速な変革と国際的な政策の転換は、企業の税務エクスポージャー、財務の回復力、戦略、経営手法に大きな影響を与えています。これらの要因は、あらゆるセクターにおける企業が、今後の税務紛争解決にどのように取り組むべきかを定める重要な要素となりえます。ペーカーマッケンジーでは、2021年後半に日本を含む主要10か国6セクターの税務責任者1,200人を対象とした独自調査を行い、税務紛争チーム及び国際税務チームの知見をもとに、「税務紛争展望レポート」を発行しました。

以下のイメージをクリックして是非ご一読ください。



この改正は、国際的な租税回避リスクに対処するための取組を受けたものであり、既存のITAの枠組みに対する注目すべき改正案である。

本稿では、提案されているSection 10Lの重要な点と、納税者への潜在的な影響について議論する。現行の改正案から生じる曖昧さに注目し、事業者が自社のビジネスへの潜在的な影響を事前に評価する上で考慮すべき適切な問題を提起する。

### Section 10Lの背景

所得税（改正）法案 2023 は、シンガポールに経済的実体のない事業者が、国外資産の売却によって、シンガポールで得た利益に課税するSection 10Lを新たに導入するものである。財務省（以下、「MOF」）は最近、この法案をパブリックコメントに供した。

この新しい規定は、国外資産の譲渡益に対する税務上の取扱いを、公正な租税競争を促進することを目的とする政府間文書であるEuropean Union Code of Conduct Group guidanceに整合させることを目的としている。2022年12月、EUは国外源泉所得免税制度（Foreign source income exemption, FSIE）制度に関する最新のガイダンスを公表し、経済的実質要件の対象となるべき制度の対象となる所得のカテゴリーとしてキャピタルゲインについて明示的に言及している。

### Section 10Lの効果及び適用時期

提案されているSection 10Lでは、「関連事業者（Relevant entity）」がシンガポール国外にある資産（すなわち国外資産）の売却又は処分により得た利益で、シンガポール国内で受領したものはその利益が明示的規定により課税所得として扱われないとされる場合、又は他に所得税が免除されるとされる場合以外には、課税所得として扱われる。

提案されているSection 10Lは、2024年1月1日以降にシンガポールで受け取る、国外資産の売却又は処分による利益に適用される。売却又は処分が2024年1月1日より前に行われた場合、関連事業者が2024年1月1日以降にシンガポールで受け取った利益はSection 10Lの適用対象とはならない。

Section 10Lによる課税が適用される時期は、利益がシンガポールで受領された期間に係る賦課年度（Year of Assessment, YA）において、関連事業者の課税所得とみなされる。しかし、事業者が一定の経済的実質の要件を満たすかどうか、又は一定の免除を受ける資格があるかどうかの評価期間は、売却又は処分が行われた基準期間となる。したがって、売却又は処分の時点で除外又は免除規定に該当する事業者（例えば、除外事業者）は、利益の送金時に同じステータスを有していなくても、除外又は免除の恩恵を受けることができる。

### 規定の詳細

以下に、この規定の主な特徴と納税者への潜在的な影響を示す。現在、提案されているSection 10Lが実際にどのように適用されるのかについては、多くの曖昧な点がある。

#### 1. 関連事業者

大まかに言えば、提案されているSection 10Lは、（1）そのうちの少なくとも一つの事業者がシンガポール国外に事業所を持つ事業者グループの一員であり、（2）個別に適用が除外されていない事業体に適用される。シンガポール国内でのみ事業を行っている事業者グループはこの規定の対象とはならない。又、個人が受け取る利益はSection 10Lの適用が免除される。

## 「グローバル・プライベート M&Aガイド（英語）」発行の お知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務及び規制上の各種の論点について、40法域の状況を取りまとめています。ストラクチャリング、契約締結、PMI、外国投資規制、独占禁止法、税務上の問題、雇用法上の義務、贈収賄防止など、取引プロセス全段階について、主要な法的規制の枠組みを包括的に概説しています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務は複雑さを増しており、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。

本ガイド（無料）をご希望の方は  
メールにてご連絡ください。



事業体は、国外資産を処分した基準期間において以下のいずれかに該当する場合、Section 10Lの適用範囲から除外される。

- 金融機関（the Financial Services and Markets Act 2022に定義）
- ITA及びEconomic Expansion Incentives（Relief from Income Tax）Act 1967により規定された特定の優遇措置により、所得が非課税とされる又は優遇税率で課税される事業体
- 除外事業体

除外事業体に当たるためには、主に、その業務がシンガポールで管理及び実行されていることやシンガポールにおいて合理的な経済的実体を有していることを要する。

現行の法案によると、税制優遇措置や補助金を受けている事業体の全てが、そのような優遇措置によりシンガポールにおいて実質的な経済活動を行っている可能性があるにもかかわらず、明確にSection 10Lの適用範囲から除外されるわけではないことに注意を要する。

## 2. 国外資産

資産がシンガポール国外に所在する「国外資産」であるかは以下の通り判断する。

- 不動産及び有形動産は、その物が物理的に所在する場所に所在するものとする
- 担保付又は無担保の債務（判決債務又は有価証券を除く）は、債権者が居住する場所に所在するものとする
- 会社が発行した株式又は証券及びそのような株式又は証券に対する権利又は持分は、通常、会社が設立された場所に所在するものとする
- 無形動産は、その物に関する所有権が主として執行可能な場所に所在するものとする

注目すべきは、知的財産権は、知的財産権の「所有者」が居住している場所にあるとみなされることである。知的財産権の法的な所有権及び経済的な所有権が、異なる法域に居住する2つの異なる事業体によって保有されている場合、この規則がどのように適用されるかは不明である。

## 結語

この規定はまだ草案の段階であるため、変更される可能性があるものの、提案されているSection 10Lは、現行のITAの枠組みに対する注目すべき改正であり、国際的な租税回避リスクに対峙する国際税務の注目の高まりに対応するものである。

それにもかかわらず、特に、法的メカニズム、資産の状況、除外される事業体等に関して、不明確な点がいくつかある。

したがって、納税者は、既存の資本関係と、提案されているSection 10Lが及ぼす可能性のある影響について前もって検討し、必要な場合には、より明確な情報を得るために、早期にIRAS又はMOFに接触することを検討すべきである。

[最初のページに戻る](#)

## 「グローバル金融サービス規制ガイド（英語）」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ペーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチームは、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております。

本ガイド（無料）をご希望の方は、[メールにてご連絡ください](#)。



## 3. 豪州

### オーストラリア

#### 外国人所有権登記（2023年7月1日開始）

オーストラリアに存する資産の外国人所有権登記（以下、「新たな登記」）が2023年7月1日から発効した。

水利権及び農地・宅地に関する従来の登記に加え、新たな登記では、オーストラリアの土地、企業、事業、資産等のより広範な範囲における外国人（これらの土地等を保有する者が外国人となった場合も含む）の権利が記録され、違反した場合には多額の罰則が科される可能性がある。

なお、新たな登記義務は遡及的に適用されるものではなく、以下の2つの例外を除き、2023年7月1日以降の新たな事例にのみ適用される。

- オーストラリアの水、農地、宅地、メディア資産、重要なインフラに対する権利は、従来より新たな登記の施行前に登記対象であり、引き続き登記対象となる。
- 新たな登記の開始時以後において、関連するオーストラリアにかかる権利を保有し、又は「国家安全保障事業」を営む者が「外国人」となった場合、当該権利の取得時期や当該事業の開始時期に関わらず、これらにつき登記対象となる。

新たな登記の範囲を明確化する規則が最終決定されたが、以下のとおり、登記対象となる土地の権利の範囲が拡大された点を除き、政府が提案した原案とほぼ同様の内容となっている。

但し原案段階では、以下の土地の持分についてのみ登記が必要とされていた。

- オーストラリアの土地に対する法的権利：  
自由所有権  
商業用地又は住宅用地の長期間リース  
鉱業用地又は生産用地の権利
- 農地の長期リースにおける法的な又は衡平法上の権利

又、最終の規則では、オーストラリアの土地に対する以下の法的権利の登記も義務付けられている。

- オーストラリアの土地を所有する法人の証券上の権利で、その保有者がその土地上の住居を占有する権利を有するもの（カンパニー・タイトルと呼ばれる）
- オーストラリア土地法人（その価値の大半がオーストラリアの土地所有権である法人や信託）の証券上の権利、又は当該信託の法人受託者の株式上の権利

登記を要する買収やその他の事項については、通常30日以内に登記する必要がある。登記には手数料はかからず、オーストラリア税務局の新しい外国人投資家向けオンライン・サービス・ポータルから行うこととなる。この場合、本人確認のために政府のmyGovIDアプリを使用する必要がある。

適切な形式により関連事項を期限内に登記しなかった場合、1日につき250ペナルティ・ユニット（2023年7月1日以降のレートで78,250豪ドル）の制裁金が課される可能性がある。

オーストラリアに関連する権利を取得する外国人、及び所有者の変更により「外国」法人となり得るオーストラリア法人は、とりわけコンプライアンス違反に対する罰則の可能性を鑑みると、新たな要件を確実に満たすために、追加のコンプライアンス手続の実施を検討すべきである。

[最初のページに戻る](#)

## オーストラリア

### 買収契約に基づく請求－買主と売主の教訓

オーストラリア連邦裁判所による最近の判決は、M&Aの買主が売主に対して保証請求を行い、M&Aの売主が当該請求を回避しようとする際に有益な教訓を示している。M&Aの譲渡契約の交渉においては、常に実務的な実行可能性を考慮すべきであり、現実譲渡契約に基づく請求の可能性が生じた場合には、買主は通知義務を慎重に検討し、可能な限り早急に法的検討をすべきである。

M&Aの買主は、特に以下に注意すべきである。

- 譲渡契約の交渉時に、売主に対する請求の通知の要件が、実務的で、過度に負担が大きくなり、手続上の不備により請求が認められない可能性が低いものであることを確認すること。
- 譲渡完了後に、売主に対する請求が、譲渡契約書に明記された全ての時期及びその他の手続要件を厳密に満たすようにすること。

M&Aの売主は、譲渡契約の交渉時に以下に注意すべきである。

- 請求についての契約上の期限は、誤解を招くような行為や欺瞞的行為に対する制定法上の請求に対しては有効とはならない可能性が高いこと。
- 買主に開示した情報の正確性について保証をする場合、特に当該情報に将来的な予測情報が含まれている場合は慎重に検討すること。
- 当事者間で収益リスクを共有する手段として、譲渡価格にアーンアウト条項を含めることのメリットを検討すること。(i) 売主が譲渡完了後の業績のアップサイドに参加することができ又、(ii) 当該業績に関連する保証違反、誤解を招く行為、又は欺瞞的行為に対する買主の請求を潜在的に抑えることができる。

#### 1. 判決内容

2023年5月19日、オーストラリア連邦裁判所は、*Optic Security Australia 2 Pty Limited v YC Investments (NT) Pty Ltd* [2023] FCA 495におけるCharlesworth裁判官の判決を公表した。

この訴訟手続は、2018年末にOptic SecurityがYC Investments（及びその他）からSTS Groupを買収したことに端を発する。買主は、対象グループの予測収益を参照して買収価格を計算したが、その中には対象グループが保有する重要な契約に基づく予測利益率が含まれていた。2020年、買主はこの予測利益率が誤りであったとして、売主が譲渡契約における情報の正確性の保証に違反し、オーストラリア消費者法（以下、「ACL」）に違反する誤解を招く行為又は欺瞞的行為に及んだと主張した。

同裁判所は、(i) 買主が保証請求の通知に関する譲渡契約の手続要件を遵守していなかったこと及び(ii) 予測が事実上不正確であり、買主が主張する損失を引き起こしたという証拠が不十分であったことを主な理由として、買主の請求を棄却した。(ii) の証拠に関する問題は、今後の訴訟手続に参与する当事者やそのアドバイザーにとって興味深いものではあるが、本稿では交渉段階又は潜在的な請求が顕在化した初期段階におけるM&A当事者にとっての教訓に焦点を当てることとする。

## 2. 買主に対する教訓

買主は、譲渡契約に規定された具体的な期限に従って、売主に対し、譲渡から18か月以内にその請求を通知し、さらに6か月以内に手続を開始した。しかし、裁判所は、買主は、売主に対して「請求を認識してから可能な限り速やかに」通知するという別の義務を遵守していなかったと判断した。

譲渡契約における「請求」の広義の定義（「申立て」を含む）を考慮すると、裁判所は、買主は売主に通知するはるか以前、すなわち、買主グループの上級代表者が保証請求の根拠があると考えた時点で、その請求を認識していたと判断した。上級代表者が法的資格を有し、ビジネス経験が豊富であったこと、さらにその立場を考慮すると、その内心の状態が法人である買主の認識とみなされ得たことも関連している。裁判所は、「『請求』を通知する義務は、買主が違反の訴えで勝訴するだろうという見解を形成したときに生じるのではなく、.....買主が（正しくても間違っている）、もしそれが事実であれば、違反の請求を適切に基礎づけることができるような事実や状況の存在を信じるようになったときに生じる」と判示した。

これが示すように、可能な限り速やかに通知を行わなかった結果、訴訟手続を制限する別の条項が有効となり、買主の請求が妨げられた。関連条項の草案は、買主がこのような状況においていかに注意が必要であることを示している。

### 13.5 請求の通知及び期限

- (a) 買主は、本契約に基づき売主に対して有する請求（売主の保証違反に基づく補償の請求を含む）について、違反の原因となった事実、事項又は状況及び違反の性質の詳細を合理的に記載した書面をもって、それを認識してから可能な限り速やかに、売主の代表者に通知しなければならない。
- (b) 買主は請求の合理的な詳細が売主に通知されない限り、売主の保証違反又は補償に基づく請求を行うことはできない。
  - (i) 売主の保証の場合...クロージング日から18か月以内。
- (c) 請求は...第13.5項(a)に従って売主に書面による請求通知が送達されてから6か月以内に請求に関連する法的手続が開始されない限り、執行不可能となり、あらゆる目的のために取り下げられたものとみなされる。

裁判所の見解によれば、買主が違反を認識してから可能な限り速やかに違反の通知を行わなかった場合、当該通知は「第13.5条(a)に従って通知された」とはみなされず、第13.5条(c)の期間制限によって請求の実行が妨げられることになる。

上記の条項は買主に有利な解釈の余地があることは間違いないが、裁判所の見解は、裁判所が一般的に契約上の通知手続の厳格な遵守を求め、買主に再確認させるものである。従って、買主は次のことを行うべきである。

- 譲渡契約を交渉する場合—売主に請求を通知するための要件が、実務的で、過度に負担が大きくなく、手続上の不備により請求が認められない可能性が低いことを確認すること。特に、これらの要件が単なる申立て（M&Aにおける「請求」の定義では一般的なように）など、非常に広範な「請求」によって発動される可能性がある場合はなおさら確認が必要である。買主にとって望ましいのは、譲渡契約において、軽微な手続上の不備によって請求が妨げられないことを明示的に規定することである。
- 譲渡完了後—売主に対する請求は、譲渡契約書に明記された全ての時期及びその他の手続要件を厳密に満たすようにすること。この場合も、買主は、契約書の「請求」の具体的な意味を考慮し、役員等が潜



在的な違反に相当する状況を認識しただけで通知要件が発生するかどうかを検討すべきである。これは、例えば、買主が関連する調査を完了し、法的助言を得たり、及び／又は想定される訴訟に関するガバナンス要件を遵守する前であっても発生する可能性がある。

本件において、契約上の通知手続を厳格に遵守することは、それを遵守しなかった結果として売主が不利益を被ったか否かに関係なく要求された。つまりここでは、売主が被った不利益が評価されるのではなく、買主の契約条項の遵守が問題にされているのである。

### 3. 売主への教訓

本件では売主が買主の請求を退けることに成功したが、この判決は売主が譲渡契約を交渉する際の示唆もしている。

- **法定請求の期限**：保証違反に対する買主の契約上の請求を妨げる期限は、ACLに基づく誤解を招く行為に対する買主の制定法上の請求も妨げるものではなかった。この制定法上の請求は、主に証拠不十分により棄却され、従って裁判所は期間制限について判断する必要はなかったが、Charlesworth 裁判官は、契約上の期間制限は ACL に基づく救済には適用されない（これは公序に反するという理由に基づく）という既存の判例に従う義務があると指摘した。

売主は、買主の請求に関する契約上の期限について慎重に交渉しても、制定法上に基づく誤解を招く行為に対する請求を阻止できる可能性は低いことに注意すべきである。もっとも、本件が示す通り、買主が誤解を招く行為によって損害を被ったことの証明は立証上困難であるため、この点は売主の有利となろう。

- **情報に関する保証**：譲渡契約書には、譲渡前の買主による対象企業に対するデューデリジェンスにおいて買主に開示された資料の正確性に関する保証が含まれていた。当該資料には、問題となっている重要な契約の予測利益率に関する表明を含む財務情報が含まれていた。

この保証の違反に対する売主の責任は認められなかったものの、本訴訟は、売主が情報に関する保証をドラフトすること及び保証の対象となる情報の範囲については慎重であるべきことを示唆するものである。情報に財務モデルなどの将来予測情報が含まれている場合、売主は情報に関する保証を事実に基づいた情報及び過去の情報に限定するよう努めるべきであり、将来予測情報は保証から明示的に除外することが理想的である。

- **アーンアウトと予測に関する請求**：譲渡価格には「アーンアウト」条項が含まれており、売主は、特定の年の対象グループの実際の収益が予測を上回ったか下回ったかによって変動する追加的な支払いを後に受け取ることになっていた。裁判所は、予測の上乗せによって、買主が対象会社について過大な支払いを行ったという事実を認定するにあたり、当該条項は著しく不利なものであるとし、「何らかの理由で予測が不正確であった場合の支払いに関する明示的な規定がある契約の場合では、（買主が）不適切な予測に依存して不利益を被ったという推論はできない」と判示した。

この議論は、買主の制定法上の請求権という文脈で論じられたが、契約上の保証に関しても同様の議論が適用される可能性がある。これは、アーンアウトの仕組みを通じて経済的リスクを共有する合意が、実際には、財務上の表明保証を通じた同様のリスクの分配を上書きする可能性があるという興味深い例である。これに基づき、売主は、譲渡価格にアーンアウトの条項を含めることで、収益に関連する保証は必要がなくなると主張するかもしれない。又、予測が外れたことに

よって損失を被ったと主張する買主にとって、アーンアウト条項が妨げとなりえることは、売主の立場からは有利となろう。

[最初のページに戻る](#)

## 4. 米州

### 米国

#### 再生可能エネルギープロジェクトに係る Domestic Content Tax Credit のガイダンスの公表

2023年5月12日、米国内国歳入庁（以下、「IRS」）は、再生可能電力を生成する施設（風力発電施設や太陽光発電施設等）と特定のエネルギー貯蔵施設に利用できる国内コンテンツに係る特別税額控除（Domestic Content Bonus Tax Credit）（以下、「DC控除」）に係る暫定ガイダンス（Notice 2023-38）（以下、「Notice」）を公表した。米国インフレ抑制法（Inflation Reduction Act）（以下、「IRA」）の一部として導入されたものであり、DC控除は、特定の適格納税者が、鉄鋼、鉄、及び「製造製品」（Manufactured Products）を含む国内で製造された材料及び部品を利用する場合に利用可能である。

IRAには、納税者の特定の投資活動を促す目的で、内国歳入法（以下、「§」）第45条及び第48条を改正し、DC控除を含む特別税額控除を提供している<sup>1</sup>。DC控除は米国原産の部品に関連する特定の要件が満たされた場合に、対象となる施設の税額控除額が増加する。

特に、Noticeは、「対象プロジェクト」（Applicable Project）と呼ばれる適格施設が、特別税額控除に係る「国内で製造された」という要件を満たしているかどうかに係る暫定的なガイダンスを提供している。その判断のために、Noticeは「対象プロジェクトのコンポーネント」（Applicable Project Components）（製造品であるかないかにかかわらず、対象プロジェクトに直接組み込まれる物品、材料、供給品）がどのように考慮されるかを明確にしている。「対象プロジェクトのコンポーネント」は、(i) 構造的機能を果たす鋼材又は鉄、又は(ii) プロジェクトを構成する「製造製品」のいずれかに分類される。製造品であるかないかに関係なく、「製造製品」である「対象プロジェクトコンポーネント」に直接組み込まれる物品、材料、又は消耗品は、「製造製品コンポーネント」と呼ばれる。

この特別税額控除の文脈では、「製造製品」のすべての製造プロセスが米国内で行われ、「製造製品」のすべての「製造製品コンポーネント」（Manufactured Product Components）が米国原産である場合、「製造製品」は米国で製造されたものとみなされる。「製造製品コンポーネント」はサブコンポーネントの原産地に関係なく、米国で製造された場合は米国原産とみなされる。

「製造製品」である「対象プロジェクトコンポーネント」は、Adjusted Percentage Rule（調整割合ルール）を充足する場合、米国で生産されたものとみなされる。Adjusted Percentage Ruleでは、「国内製造製品及び部品の原価」を「製造製品の総原価」で除して割合を計算する。計算された割合が

<sup>1</sup> 例えば、§ 第45条は、特定の適格な再生可能エネルギー施設によって生産され、第三者に販売された電力に対して生産税額控除（production tax credit）について規定している。修正案では、すべての鉄鋼、鉄、及び「製造製品」（建設完了時の施設の構成要素）が米国内で生産された場合、その税額控除は10%増加する。

§ 第45Yは特定の再生可能エネルギーに対して同様の税額控除を提供し、§ 第48条及び第48Eは特定の適格不動産及び生産施設に対して同様の税額控除を提供する。

Adjusted Percentage 以上の場合、「対象プロジェクトコンポーネント」である「製造製品」は、国内で製造されたものとみなされる。

「対象プロジェクト」が DC 控除の要件を満たすためには、そこで使用されるすべての鋼鉄又は鉄が国内で生産されなければならない。これは構造的機能を果たし、鋼鉄又は鉄製の「対象プロジェクトコンポーネント」に係るすべての製造プロセスが米国内で行われなければならないことを意味する<sup>2</sup>。しかし、鋼鉄又は鉄に係る要件は、主に鋼鉄又は鉄で作られているが、構造的機能を果たすわけではないナット、ボルト、ネジ、ワッシャー、キャビネット、カバー、棚、クランプ、フィッティング、スリーブ、アダプター、及び類似の品目等、「製造製品コンポーネント」又は「製造製品コンポーネント」のサブコンポーネントに使用される鋼鉄又は鉄には適用されない。

特別税額控除は原則として、新規建設プロジェクトに適用されるが、Notice には、改修されたプロジェクトも引き続き対象となる可能性があるとして記載されている。改修プロジェクトを構成する中古不動産の公正市場価格が、古い不動産の価格に新しい不動産の価格を加算して計算された、対象プロジェクトの総額の 20% を超えない場合、原則として、改修されたプロジェクトは新たに供用されたものとみなされ、新規建設プロジェクトと同様に税額控除の対象となる。したがって、DC 控除の要件を満たす場合、2022 年 12 月 31 日以降に開始され、上記の要件を満たしている改修プロジェクトも DC 控除の対象となる。

財務省と IRS は、本件の Notice に整合する規則案を公表する予定で、その規則案のルールは 2023 年 5 月 12 日以降に終了する課税年度に適用される。しかし、納税者は規制案の公表から 90 日後までは本件の Notice にある暫定ガイダンスに依拠することができる。

[最初のページに戻る](#)

## 5. 欧州

### 英国

#### TP 及び PE 関連法案・二国間租税条約改正に関する最新動向

##### 概略

英国政府は、移転価格税制や PE 税制等の国際課税法案に関する諮問を開始した。

今般の法案改正に共通するテーマとしては、①国内法を明確化・近代化する（とりわけ各種の最新の OECD モデルルールとの整合性を保つ）こと、②複雑になっている現行ルールの内容をより簡素化することで、実務上の運営コストを下げ、又納税者にとっての透明性を向上させることが大きな狙いとされている。

##### 移転価格税制関連の改正

###### 1. 国内法の基本的な文言の改正案

英国の移転価格（以下、「TP」）税制は、2004 年以来改正されておらず、実際、英国法には「arm's length」という基本的用語に関する定義すら存在しない。但し、諸外国における実情と同様、国内における TP 実務の運用は、

<sup>2</sup> 鋼添加剤の精製を伴う冶金プロセスの場合は例外である。

OECDによるTPガイドラインの内容により事実上の制約を課されているのが実情である。

英国法では、「participation condition」を満たし、かつ、少なくとも一方に「tax advantage」をもたらす二者間の「provision」にTP税制が適用される建付けとなっている。今回の改正では、当該「provision」と「tax advantage」という2つの基本的用語を修正し、OECDモデル租税条約第9条の文言をそのまま流用することで両者の整合性を保つことが意図されている。「provision」という用語の意味は国内法では定義されておらず、かつ少なくとも主要国においてこの用語が使用されている法域は英国のみである。「provision」という概念は「transaction」よりはカバーする領域が広いが、OECDモデル租税条約において用いられている（特定の商取引や金融取引に関して取引当事者間に生じる）「conditions」という概念よりは狭いというのが英国税務当局（HMRC）の見解であるが、これら似たような概念が並存することにより、国内法制が不必要に不明確な内容になっていたことは言うまでもない。

いわゆるタックス・アドバンテージ・ルールに関しては、現行法は一方的な正の所得調整（増額調整）しか認めていない。負の所得調整（減額調整）は、他の英国法人、又は他の法域の関連法人のレベルで対応する正の調整がある場合にのみ可能とされている。政府がこの規則を改正する気配は今のところ見られない。但し、このルールは前述の「provision」のレベルで運用されている関係で、この用語の改正がなされた場合、「tax advantage」の存否についても、従前のように個別のエンティティ単位ではなく、企業グループ単位で評価すべきとするルールに改正される可能性も否定できない。

英国政府は又、「participation condition」要件（TP課税の範囲を事業体間に一定の「connection」等がある場合に限定するための要件）の削除、又は改正を検討している。但し、「participation condition」要件を完全に削除してしまうと、TP課税の範囲が大幅に広がり、理論上はあらゆる取引について独立企業間取引に関する検証がなされる可能性が生じてしまう。実務上の必要性という点でも、執行上のリソースという点でも、このような運用はおよそ不可能であるので、一定の閾値を設けることが重要である。閾値を設ける必要性についてはHMRCも言及しているが、具体的情報はまだ公表されていない。

## 2. グループ内取引に適用される複数の法令間の矛盾統一

その他にも、グループ内取引に時価ルールを課す英国の税法上のルールとTPルールとの相互関係に関する諸々の改正が予定されている。

### • 無形固定資産

無形固定資産に適用される評価方法に関して、現行ルールでは、いくつかの取引は時価又は独立企業間価格、場合によってはその双方の基準が満たされることを要求している。このような場合、複数の評価を必要とするだけでなく、時価と独立企業間価格の間に齟齬が生じる場合があるという問題も生じる。

基本的に、時価の概念は、意思のある市場参加者がいる仮想的な市場における最良の価格を決定しようとするものであるのに対し、独立企業間価格は、既知の買い手と売り手の異なる交渉力を考慮に入れるものである。HMRCは特に、買い手が特定のシナジー効果から利益を得ることができるため、時価よりも高い金額（プレミアム）を支払う場合がありうることを指摘している。HMRCはIP算定評価手続においてこの点をしばしば強調していることからしても、今後市場価値ルールよりも独立企業間基準を優先する方向で改正が進む可能性が高い。



加えて、時価取引基準は APA 手続においても利用できないとされており、この点でも、(APA でも採用されている) 独立企業間価値基準を全面的に導入する動きが進むことが想定される。

#### • 金融取引

又、政府は、独立企業間ではない取引から生じるローン関係やデリバティブ契約に対する課税に関する非常に複雑な規則を削減し、簡素化する方向での検討を進めている。同時に、OECD の最新のガイダンスが、独立企業間原則の適用方法を規定する国内法の特別規定と重複しているため、企業間保証に関する TP ルールの簡素化作業も進行中である。

詳細な改正案については現時点では未公表であるが、現行の OECD ガイドラインの内容を反映する目的で、当事者の重要性や取引当事者間の経済的関係性等、個別具体的な事情の検討が必要となる要件を設ける予定であることを表明しており、実務上の運用コストが増加することが懸念される。

### 3. オペレーションコストの改善

政府は、英国の課税ベースへの全体的な影響にかかわらず、国内取引に TP ルールを適用する現行の要件を廃止することを検討している。これは明らかに納税者における税務上の運用コストの削減を目的としたものである。政府の認識としては、国内取引に TP ルールを適用することが、OECD のガイダンスに沿った国際的に認められた基準であるとは限らないというものである。

さらに、政府は、TP 課税に関する調査手続の簡素化も検討していることを明らかにした。これは、現在の調査手続が、極めて複雑で長期間に及ぶことが多く、HMRC 内部リソースを大きく圧迫していることが背景となっている。

### PE (恒久的施設) 関連の改正

政府は、前述した目的のもと、PE 関連法制についても改正の動きを見せており、①国内法及び②英国が当事者となる二国間租税条約の双方が改正対象となる可能性がある。

#### 1. 英国国内法の改正

英国の国内法における PE の定義規定は、OECD モデル条約の 1977 年版がまだ有効であった 2003 年まで遡る。OECD レベルでの PE の定義は、その後大きく変化した。特に顕著な改正は、いわゆる MLI<sup>3</sup>及び 2017 年 OECD モデル租税条約の導入によって生じたものである。英国は MLI を採択したが、MLI が PE の定義に加えた変更に対する留保を行い、英国が当事者となる二国間租税条約の交渉方針においてもこの立場を維持している。なお、英国のアウトバウンド PE 法制は、overseas branch exemption の導入により、既に OECD が策定するルールの内容と一致するものとなっている。

このような背景に照らし、政府は、OECD モデル租税条約及び同コメントリーの内容を支持すると述べ、英国国内法における PE の定義を 2017 年 OECD モデル条約と 2008 年 OECD 報告書 (2010 年改正版) に合わせる方向で国内法の内容を改正する方針である旨公表した。両者の平仄を保つ改正の方法にはいくつかのアプローチが考えられるが、いずれにしても、英国法における PE 概念の拡張を伴うため、二国間租税条約が存在しない場合であって英国国内 PE 免除規定に依拠している多国籍企業グループは、今後の改正経過を注視し、PE ポジションを再検討する必要がある。

<sup>3</sup> 正式名称は、BEPS 防止措置実施条約 (MLI “Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting”) である。

## 2. 英国が当事者となる二国間租税条約に関する改正

国内法における PE の定義の変更と並行して、政府は英国が当事者となる二国間租税条約に関しても同様の方針変更を検討していることがコンサルテーションで示されている。コンサルテーションでは、MLI における PE 定義の変更に対する英国の留保を撤回する可能性について言及されている。これが実現すれば、租税条約における従属代理人 PE の定義の範囲も OECD モデル条約に沿ったものになる（拡張される）ことになる。

英国の租税条約ネットワークが広範に及ぶことを踏まえると、この改正は英国の国内法上の改正よりも実務上大きなインパクトが生じうる。MLI の PE 条項に対する英国の留保の撤回をした場合、条約パートナーが同等の留保を行っていない場合、即座に発効する可能性がある。

一定の免除要件は維持される方向であるものの、この改正が実現した場合、新たな英国 PE が創設されるリスクが生じるため、多国籍企業グループは PE リスク分析と運用ガイドラインを再検討し、より広範な従属エージェントの定義が適用される可能性があるかどうかを慎重に検討する必要がある。

[最初のページに戻る](#)

## 英国

### 透明性の向上のための新たな取組—新しい義務的開示制度の施行

英国の義務的開示制度（Mandatory Disclosure Rules）（以下、「英国 MDR」）が 2023 年 3 月 28 日に施行された。英国 MDR は OECD モデルの義務的開示ルールに基づく新しいクロスボーダーの租税回避アレンジメントに係る開示ルール（つまり、DAC6）の内容を含むものとなっている。

#### 詳細

英国 MDR は、既に英国で実施されていた DAC6 を置き換えるものである。納税者や仲介者が英国と関係を有する限りにおいて、英国 MDR は全世界的に適用されることになる。英国 MDR の導入は DAC6 による開示義務を避け、自身の情報を開示しないための仕組みを施している個人／非上場企業にとって大きな重要性を有することとなる。そのため、個人／非上場企業とそのアドバイザー及び仲介者は英国 MDR を踏まえて、英国以外の会社、信託等その他の仕組みを通じた財産の所有構造につき、注意深く検討すべきである。

英国 MDR の導入により、2023 年 3 月 28 日以降に、仲介者により利用可能とされた又は納税者により実施された対象となるアレンジメント（in-scope arrangement）は、英国歳入関税庁（以下、「HMRC」）に 30 日以内に報告することが求められる。英国 MDR 導入以前から存在する対象となるアレンジメントは、英国 MDR が施行されてから 180 日以内（すなわち 2023 年 9 月 25 日まで）に報告することが求められる。以前から存在するアレンジメントに係る報告対象期間は 2018 年 6 月 25 日以降となっている（DAC6 と同じ）。

#### 1. 適用対象範囲

英国において 2021 年から施行されていた DAC6 においては、EU 指令のホールマーク D に該当するアレンジメントのみ適用対象となっていた。英国 MDR は、英国 DAC6 下では報告不要であった一定のアレンジメントについて対象となる地域を拡充することにより報告義務を課している。とりわけ、英国 MDR はどの法域が関連するかに関わらず、仲介者又は納税者が英国と関

係を有する限りにおいて、対象となるアレンジメントとストラクチャーについて HMRC に対して報告義務を負うものとしているとなる。「英国と関係を有する」とは、単に仲介者が英国支店やオフィスからサービスを提供する場合や、仲介者や納税者が英国居住者である場合も該当しうる。そのため、この点は英国に拠点を置くアドバイザーを利用する個人／非上場企業でクロスボーダーの取引を行う者にとっては注意が必要となる。

英国 MDR は、法人であって、英国に拠点又は管理支配地がある仲介者（例えば法律事務所や資産管理会社）に対し、もし英国にある支店やオフィスを經由してストラクチャー又はアレンジメントを利用可能なものとしたり、関連するサービスをその顧客に提供したりした場合には、次のいずれか又は両方について HMRC に報告することを要求している。

- ① OECD 共通報告基準（以下、「CRS」）下の報告義務を回避するようなアレンジメント
- ② 経済実体のないものや法的アレンジメントを介在させることにより、実質所有者の特定を困難にさせるアレンジメント

「CRS 下の報告義務を回避するようなアレンジメント」とは、「CRS 規制を回避するように設計され、売り出され、若しくはその効果を有し、又は規制がないことを活用する」ような全てのアレンジメントを対象とする。但し、アレンジメントの報告対象期間について、取引金額が 100 万米ドル以下である場合には報告義務は免除される。

「経済実体のないものや法的アレンジメントを介在させることにより、実質所有者の特定を困難にさせるアレンジメント」は、所在国において適切なスタッフを有する実質的な経済的活動を行っておらず、実質的所有者を偽装又は隠蔽するように設計されているか、又はそのような効果を持つ事業体を広くカバーするものである。DAC6 と同様に、問題となるのは、実質的所有者が「識別不能」とされるケースである。この目的上は、実質的所有者が公的に利用可能な情報により特定される必要があるわけではない。HMRC によるガイダンスの草案は、税務当局がこの情報を得ることができる仕組みを有している場合、「識別不能」であるものとしては取り扱われないことを確認している。この点は事案ごとに慎重に評価されるべきものである。

加えて、既に DAC6 の下で関連情報が提供されており、仲介者が秘匿特権の対象として、情報開示を免れる場合は、適用除外とされる（しかし、納税者は報告義務が依然として課せられる）。

## 2. 納税者への影響

英国 MDR の導入は、個人／非上場企業やそのストラクチャーにとって、実質的所有者の公的開示に関する懸念に鑑みて行われた一定のプランニングに対し、大きな影響を与える。しかしながら、納税者は、自身が報告義務を負う可能性や、又同様に、納税者に対し対象となるサービスを提供する仲介者についても報告義務が生じる可能性を認識する必要がある。報告対象期間に係る報告義務の全て（過去のトランザクションによる影響によるものも含む）が仲介者や報告義務のある納税者により適切に果たされるようにすることが重要であり、適切なアドバイザーとの協議が必要となる。

[最初のページに戻る](#)

## ルクセンブルク

### 外国直接投資審査のための国内法制度の導入

2023年6月13日、ルクセンブルク議会は、第7885号法案を採択した。この法案は、2019年3月19日付欧州議会・理事会規則2019/452を施行する目的で、安全保障又は公序良俗に影響を及ぼし得る外国直接投資の審査制度を確立し、EU内において外国直接投資の審査制度を確立するものである（以下、「本法」）。第2回投票の免除を求める要請が国務院に提出されたことから、本法は間もなく施行される見通しである。

以下では、本法の重要な特徴について解説する。

#### 1. 適用範囲

ポートフォリオ投資以外で、ルクセンブルク国内において重要な活動を行う、ルクセンブルク法に準拠する法人に対する、安全保障又は公序に影響を及ぼし得る外国直接投資は、国家の審査制度の対象となる。

具体的には、外国投資家が単独、共同して、又は中間者を通じて投資を行う場合であって、ルクセンブルク法に準拠するルクセンブルク国内において重要な活動を行う法人に対し、実質的支配権を行使し得る場合には、本法の適用を受ける。

#### 2. 外国投資家

本法において、外国投資家とは、EU加盟国又は欧州経済領域締約国（EU加盟国を除く）の国籍ではない、自然人又は外国法に準拠する法人であって、本法上の外国直接投資を行おうとする者又は行った者をいう。

#### 3. 対象となる投資

本法の適用対象となるのは、外国直接投資により、ルクセンブルクにおいて重要な活動を行うルクセンブルク法人に対する支配権を外国投資家が有している場合に限られる。

### 支配権の定義

通知が必要となる支配権は、以下のように定義される。

- ① 直接又は間接を問わず、投資家が、
  - ルクセンブルク法に準拠するルクセンブルク法人の株主又は組合員の議決権の過半数を有する場合
  - ルクセンブルク法人の管理、経営、監督機関の構成員の過半数を任命又は解任する権利を有し、同時にその法人の株主又は組合員である場合
  - ルクセンブルク法に準拠する法人の株主又は組合員であり、当該法人の他の株主又は組合員と締結した契約に基づき、当該法人の株主又は組合員の議決権の過半数を支配している場合
- ② 投資家がルクセンブルク法に準拠する法人の議決権の25%を超える割合を直接又は間接的に保有している場合

### 重要な活動の該当性

以下の活動は、関連する研究及び生産活動、並びに (i) 以下の活動に直接関連する機密情報又は (ii) 以下の活動が実施される施設へのアクセスを許可する可能性のある付随的な活動とともに、重要な活動に該当する。



- 規則 428/2009 第 2 条第 1 項にいう「デュアルユース物品」の開発、運営及び取引
- エネルギー分野：発電及び送配電、ガスの充填・流通、石油の貯蔵・取引、量子・原子力技術
- 運輸分野：陸上、水上、及び航空輸送
- 水分野：水の収集・処理・配水、排水の収集・処理、廃棄物の収集・処理・処分
- 保健分野：ヘルスケア及び研究施設に関する活動、医療分析、ナノテクノロジー・バイオテクノロジー
- 通信分野：有線電気通信、無線電気通信、衛星通信、郵便・宅配サービス
- データ処理・データストレージ分野：データ処理施設、ホスティング情報サービス及びインターネットポータルを設置、AI、半導体及びサイバーセキュリティ関連技術
- 航空宇宙分野：宇宙事業と宇宙資源の開発
- 防衛分野：国防関連活動、武器・弾薬・火薬・爆発物などの軍事目的・戦争資材の生産・取引
- 金融分野：中央銀行の活動、金融商品の取引・支払・決済のためのインフラシステム
- メディア分野：出版、AV、放送に関する活動
- 農産食品分野：食品安全に関連する活動

#### 4. 対象とならない投資

外国投資家は、ルクセンブルク法が適用される法人に対する投資が、以下のいずれかに該当する場合には、届出は必要ない。

- 投資の対象となるルクセンブルク法人が、本法に定める重要な活動を実施しない場合
- 当該法人がルクセンブルクで重要な活動を行っていても、投資家はその投資により当該ルクセンブルク法人の支配権を取得しない場合
- 投資がポートフォリオ投資に該当する場合

本法において、ポートフォリオ投資とは、金融投資を完了させる目的で行われる証券の取得であり、投資家が当該ルクセンブルク法人の支配権を直接的又は間接的に取得できないものと定義されている。

#### 5. 届出義務

本法は、外国直接投資の完了前と、ルクセンブルク法人の株式資本配分を変更する事象の発生によって、ルクセンブルク法人の議決権比率が 25%を超えた場合という 2 種類の届出義務を導入している。

##### ① 外国直接投資の完了前

外国投資家は、経済担当大臣（以下、「大臣」）に対し、本法の対象となる外国直接投資を行う意向を通知しなければならない。

但し、この届出は効力停止を伴わない。意向を通知した後、外国投資家は投資を実現するために必要な準備を継続することができる。

## ② 議決権比率が 25%を超えた場合

外国投資家は、ルクセンブルク法人の株式資本の配分を変更する事象に伴って、当該法人の議決権比率が 25%を超えた場合、大臣に通知しなければならない。この通知は 15 暦日以内に行わなければならない。

通知には以下の情報を記載しなければならない。

- 外国直接投資の完了前又は実質的所有者に関する情報を含む資本の内訳が変更された後の、当該外国投資家及び当該ルクセンブルク法人の所有構造、並びに持株構造
- 外国直接投資の概算額
- 外国投資家及び関連するルクセンブルク法人の商品、役務及び営業活動
- 当該外国投資家及び関連するルクセンブルク法人が営業活動を行う国
- 外国直接投資の資金調達とその源泉
- 当該外国直接投資を行おうとする日、又は行った日

## 6. 審査手続

審査手続の目的は、投資を通じた重要な活動を行うルクセンブルク法人の買収が、安全保障や公序に対する脅威となるリスクがあるか否かを判断することである。

### 届出審査

具体的には、大臣が当初の分析を行い、投資家がどのような人物か、又そのプロジェクトの内容を判断する。届出の一部として投資家から提供される情報は、この点で重要な要素となる。その際、特に、投資家が本当に自称している人物と同一であるか否かという点と投資の最終的な受益者は誰かという点を確認される。投資家はとりわけそのプロフィール、評判、過去の経験に基づいて評価される。

届出が不完全であった場合を除き、最長で 2 か月後、大臣はこの当初の分析に基づき、予定されている投資が何らかのリスクをもたらす、正式な調査が開始されるかを当該投資家に通知する。

何も問題がない場合、投資家は（遅くとも届出から 2 か月後には）、その投資に問題がなく、自由に取引ができるという結果を確認できる。

### 審査手続の開始

正式な調査が開始された場合、その期間は（追加情報を要求されない限り）最長 60 暦日となる。届出とは異なり、審査開始の決定は、外国投資家はその投資が実際に安全保障や公序に対するリスクをもたらす可能性があることを認識することを意味するため、当該投資を許可する正式な審査決定が下される前に投資を完了することはできない。

外国直接投資が安全保障や公序に影響を及ぼす可能性があるか否かを判断するために、以下の有り得る影響が考慮される。

- 供給上重要なインフラ（物理的か仮想的かを問わない）の完全性、安全性、継続性

- クリティカル・テクノロジー及びデュアルユース物品に関する活動の持続可能性
- 原材料や食品の安全性を含む、不可欠な原材料の供給
- 個人情報を含む機密情報へのアクセス、又はそのような情報を管理する能力
- メディアの自由と多元主義

評価にあたっては、以下の要素も考慮される。

- 外国投資家が、公的機関又は軍隊を含む第三国の政府によって直接的又は間接的に支配されているか否か
- 外国投資家がすでに加盟国の安全保障や公序を損なう活動に参加しているか否か
- 外国投資家が違法又は犯罪行為を行う重大な虞の有無
- スクリーニング手順の結果転帰

審査結果としては、次の3つの結果が想定される。すなわち、審査手続に付された外国直接投資は、(i) 許可される、(ii) 当該外国直接投資が安全保障又は公序に影響を及ぼさないことを確保するために一定の条件の下に許可される、又は (iii) 禁止される、のいずれかである。

審査決定は、60 暦日が経過する前に外国投資家に書面で通知される（但し、追加情報の提供要請があった場合は、追加情報が提供されるまでの間、当該手続が一時中断することがある）。

## 7. 措置と制裁

事前に必要な届出を行わず、又は審査による許可を受けずに外国直接投資が行われた場合、大臣は、外国直接投資に関連し、ルクセンブルク法に準拠する関連法人の議決権の 25% を超える外国投資家が直接又は間接的に保有する議決権の行使を、当該状況が法に沿ったものとなるまでの間停止することができる。

大臣はさらに、外国投資家に対し、(i) 取引を是正すること、(ii) 自己負担で取引完了前の原状に戻すこと、又は (iii) 外国直接投資を進める許可に付された条件を一定期間内に遵守することを命じることができる（以下、「差止命令」）。上記の差止命令を遵守しなかった場合、大臣は、外国投資家が個人の場合は最高 100 万ユーロ、法人の場合は最高 500 万ユーロの罰金を科す可能性がある。

外国投資家は、審査決定が通知された日から 1 か月以内に、行政裁判所で罰金について争うことができる。

[最初のページに戻る](#)

## 6. 中東

### サウジアラビア

#### 民事取引法の制定と公布を発表

サウジアラビア政府は、専門法制改革の一環として発表された4つの法律のうち3つ目となる、民事取引法の制定を発表した。民事取引法は2023年6月19日付のサウジアラビア官報に掲載された。他の法律は、家族法、証拠法（いずれも制定済）及び刑法（近日中に制定予定）である。

#### 民事取引法の概要

民事取引法は、721条からなっており、これは、サウジアラビアの法制度における重要な進歩である。これまでサウジアラビアは、民事取引において、伝統的なイスラム法の基礎を主に適用してきており、同法の大部分は成文化されていなかった。民事取引法は、イスラム法の趣旨と原則を意識しつつも、最新の動向と効果的な法律・司法の慣習を取り入れるべく起草された。加えて民事取引法は、サウジアラビアの国際的な責務や現代社会の発展も考慮に入れている。

民事取引法は、財産所有権の保護、契約の安定性と有効性、権利義務の発生原因及び効果の特定、法的地位の明確化といった原則を強化することを目的としている。又同法は、ビジネス環境をより魅力的なものとし、経済活動の規律と経済的権利の安定に貢献すると共に、投資の意思決定の促進も目的としている。これは、迅速かつ予測可能な司法を実現するために、司法判断の透明性や予測可能性を高め、司法裁量の不一致を最小化するうえで、極めて好ましい影響をもたらすものと期待される。

民事取引法は、この国の歴史上最も包括的な法律の一つであり、重要な個人的・商業的問題に影響を及ぼすものである。当該法律の複雑さと遡及適用を考慮すると、政府機関、企業、及び国内外の投資家は、この法律を精査し、自分たちの事業取引に及ぼす直接的かつ長期的影響を検討することが強く推奨される。

#### 民事取引法の主要な規定

民事取引法は、商取引の性質や商法の特定の条文に反しない限りにおいて、民事取引及び商取引に適用される。民事取引法は、契約や資産の所有権に関する様々な問題に対処することを主要目的としており、その中には、国内における契約や所有権の有効性、効力、解除、消滅が含まれる。同法は、明確なガイドラインや規則を設けることで、法的手続の合理化を図り、取引の透明性と効率性を促進している。

##### 1. 解釈規則

民事取引法は、法律で直接又は間接的に規定されている全ての事柄に適用される。規定されていない事項については、民事取引法に定められた一般的な解釈規則が適用される。これらの規則は、裁判所や立法当局によって実務上用いられてきたものの、民事取引法が公表されるまで正式に承認されていなかった。当該規則に規定されない事項が問題となる場合には、民事取引法の規定及び趣旨に最も適合しているイスラム法の一般原則が適用される。

##### 2. 有効性と遡及適用

同法は、2023年12月（公布から180日後）に発効する。但し、同法制定前に発生した事項であっても、法律制定の勅令で定められた例外事例を除く全ての事項に遡及適用される。



多くの政府機関は、民事取引法が他の法律に与える影響を評価し、これらの法律を民事取引法と適合させるために必要な改正を提言するために、他の法律を見直すよう指示されている。

### 3. 契約の締結

民事取引法には、契約の要素、有効性、誠実な交渉、権利義務、契約の無効及び取消しに関する規定、不法行為とその賠償に関する規定など、契約に関するあらゆる事項を網羅する規定が含まれている。契約の当事者は、民事取引法で定められた既存の立場の多くを柔軟に変更することができる。又、民事取引法は、売買、賃貸借、交換、贈与、ローン、建設、代理、保証、和解等の様々な種類の契約を対象としている。

### 4. 賠償及び所有権

民事取引法には、財産的損害を含む、他人に損害を加えた一定の場合の損害賠償を定める規定がある。民事取引法は又、サウジアラビア法に準拠した契約において歴史的に不明瞭な分野であった、逸失利益や精神的損害に対して賠償を受ける権利も認めている。さらに民事取引法は、資産の所有権に加えて、所有権の取得、譲渡、喪失等の、所有権に伴う権利や制限に関する事項についても規定している。

[最初のページに戻る](#)

## 7. ESG / Sustainability

### 日本

#### 「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」の公表

##### 概要

政府は2023年6月13日「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023」（以下、「本重要方針 2023」）を発表した。

日本の現状は、いわゆる「M字カーブ」の問題は解消に向かい、女性役員数等も増加傾向にあるものの、東証プライム上場で女性役員比率が30%を超える企業は22年7月末時点で2.2%にとどまり、女性役員が1人もいない企業の比率は18.7%であるなど、国際的に見て立ち遅れていると言わざるを得ない。特に、出産を契機に、女性が非正規雇用化する、いわゆる「L字カーブ」の存在に象徴されるように、様々なライフイベントに当たりキャリア形成との二者択一を迫られるのは多くが女性であり、その背景には、長時間労働を中心とした労働慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識など、構造的な課題が存在すると考えられる。このような構造的な課題の解消に向けては、従来よりも踏み込んだ施策を講じることが不可欠であり、女性役員比率の更なる向上や、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、役員へという女性登用のパイプラインの構築を強力に進めることで、企業における女性登用を加速化する必要がある。又、同時に、男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを行うことも重要であり、女性に多い非正規雇用労働者や一人親世帯の現状を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化することも必要である。さらに、女性の所得向上、経済的自立には、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現がその支えとなる。

そこで、本重要方針 2023では、(1)「女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取り組みの推進」、(2)「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化」及び(3)「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」を

方針の柱として掲げ、最後に、「女性の登用目標達成」として、目標の進捗状況を確認しつつ、女性登用促進のために必要な施策を分野別に打ち出している。

## 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取り組みの推進

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資するものと考えられる。そのための方策として、本稿では主な2つの取組を取り上げる。

### 1. プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定

はじめに、企業における女性登用を加速化するための重要な第一歩として、プライム市場上場企業に係る女性役員比率に係る数値目標を設定し、女性役員比率の引上げを図ることが示された。令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。

- 2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める
- 2030年までに、女性役員の比率を30%以上とすることを旨とする
- 上記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する

又、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムに基づき、女性役員比率の向上等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進めることとされた。

### 2. 女性起業家の育成・支援

令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」が策定され、国を挙げてスタートアップ育成に取り組む機運が高まる中、女性にとっても「起業」がキャリア形成上の有望かつ現実的な選択肢となった。女性起業家によるイノベーション創出を進めるためには、女性の視点に立って段階ごとの課題に対する有機的な起業支援を行うと同時に、女性による起業のためのエコシステムを整備することが必要である。具体的には、ロールモデルとなる女性起業家の創出、育成支援 外部有識者からの推薦に基づいて選定された企業を、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を「20%」とすることを旨とする<sup>4</sup>。

又、起業を目指す若手人材などを世界のイノベーション拠点に派遣する事業において、女性起業家プログラムを創設したり、さらには未踏事業への女性応募拡大のため、女性修了生等による情報発信の機会強化を行うことなどが施策として盛り込まれている。

## 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

企業の労働慣行の見直しや家事・育児・介護等の無償労働の負担の軽減、女性のキャリア意識をめぐる課題の解消など、男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消を進めていく必要がある。同時に、仕事と健康の両立を図り、女性の就業継続を支援することが必要となる。

そのための施策として、①企業の労働慣行の見直し（長時間労働慣行の是正、労働者に対する就業場所・業務の変更の範囲の明示、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、多様な正社員制度の普及促進、勤務間インターバル制度の導入支援、男性の育児休業取得の促進、仕事と介護の両立に関

<sup>4</sup> 「J-Startup」と呼ばれる新興企業が対象で、経済産業省を中心に23年5月時点で選定した238社の女性起業家比率は8.8%だった。

する課題への取組等)、②家事・育児負担の軽減(ベビーシッター利用及び家事支援サービス利用の普及に向けた施策の充実)、③女性のキャリア意識をめぐる課題の解消(女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消、個々の女性労働者のキャリア形成支援、男女間賃金格差の開示に伴う更なる対応、非正規雇用労働者の正規化及び処遇改善)、さらには④女性デジタル人材の育成等に関する施策も盛り込まれた。

## 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現することに加え、政策決定過程のあらゆる段階において女性の参画が確保され、ジェンダーの視点が反映されるよう、従来よりも一歩踏み込んだ取組を進めることとされた。

具体的には、配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行に向けた環境整備、被害者支援の充実、ストーカー対策の強化、被害届の即時受理の徹底、捜査段階における二次被害の防止、被害者がワンストップ支援センター等につながるための取組、学校等で相談を受ける体制の強化、職場におけるハラスメントの防止と相談窓口の周知、スポーツ分野の女性参画拡大から夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に至るまで、多岐にわたる被害対策や女性参画支援の施策が盛り込まれている。

さらに、平和・安全保障の分野における女性の参画を推進するため、女性・平和・安全保障」への取組強化の視点から、国内の関係省庁において、WPS (Women, Peace and Security : 女性・平和・安全保障) 担当官を明確に位置づけ、各国との協力を一層推進すると共に、「第3次女性・平和・安全保障行動計画」に基づく取組を着実に実施していくことが掲げられた。

## まとめ

上記のとおり、本重点方針 2023 に示された課題と施策は多岐にわたるが、特に、女性役員の登用促進及び女性役員の比率向上、企業の労働慣行の見直し、職場におけるハラスメントの防止と相談窓口の周知等については、企業による積極的な取組が求められるところである。

まずは、社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことが企業の持続的な成長、日本経済の発展に資するという原理を、経営陣、社員間で共有し、本重点方針 2023 に示された施策や取組方法を参考に、又は企業独自の方法で、現在ある課題の解決を図ることが望まれる。とりわけ、2030年までに女性役員の比率を 30%以上とするとの目標を確実に達成するためには、企業経営を担う女性リーダー研修の充実、リスキリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・役職への登用を今から着実に進めていくことが必要となる。

[最初のページに戻る](#)

## オーストラリア

### 新たなグリーンウォッシュ指針案の公表

オーストラリア国内外における環境意識の急速な高まりに伴い、消費者向け市場の事業者は、自社の製品、サービス及び事業に関する環境品質についての主張をますます行うようになってきている。オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission) (以下、「ACCC」) は、以前から「グリーンウォッシュ」行為に関する指針 (リン

クはこちら)を示してきたが、環境及び持続可能性に関する主張に対する取り締まりは、ACCCの過去12か月間における重点分野となっている。

2022年10月、ACCCは、「環境及び持続可能性に関する誤解を招く可能性のあるマーケティング上の主張」を特定する目的で、247社のウェブサイトを対象にインターネット上の一斉調査を行った。2023年3月、ACCCは、調査対象となった事業者の57%が環境及び持続可能性に関する誤解を招く可能性のある主張を行っていたという調査結果を公表した（ACCCの報告書はこちら）。

ACCCは、7月、上記インターネット調査により生じた懸念事項に対処するため、環境及び持続可能性に関する主張についての事業者向け指針案（以下、「指針案」）を公表した。指針案に対するコメントのACCCへの提出期限は2023年9月15日である。

指針案では、環境及び持続可能性に関する主張を行う際の優れた取組についてACCCの見解が示されており、事業者が消費者保護法に遵守した主張を行う助けとなるよう以下の8つの原則が挙げられている。

- ① 正確かつ真実の主張を行うこと
- ② 主張を裏付ける証拠が存在すること
- ③ 重要な情報を省略又は隠蔽しないこと
- ④ 主張に関する条件や留保事項を説明すること
- ⑤ 広範かつ無限定な主張は避けること
- ⑥ 明確で分かりやすい言葉を使用すること
- ⑦ 視覚的な要素で誤った印象を与えないこと
- ⑧ 持続可能性への移行について率直かつオープンであること

消費者保護法に違反した場合、5,000万豪ドル、違反によって得た利益の3倍、又は違反期間中における調整後の売上高の30%のうちいずれか最高額を上限とする罰金が科される。そのため、事業者にとって、環境に関する主張を行う際には自己に課される義務を理解することが非常に重要である。

[最初のページに戻る](#)

## EU

### 欧州理事会における自然回復措置法案に関する一般的なアプローチに関する合意

欧州理事会は、2023年6月20日、欧州委員会が2022年6月に提案した自然回復措置法案（以下、「本法案」）に関する一般的なアプローチについて、合意（以下、「本合意」）に至ったことを公表した。

本法案は、生物多様性戦略の一環として、EUの陸域及び海域の20%をカバーする自然回復措置を実施し、又、当該自然回復措置を2050年までに回復が必要と考えられる全ての生態系に拡大することを目的としている。そして、本法案は、各生態系に自然回復措置に関する法的拘束力のある目標と各種義務を定めている。

本合意は、本法案への様々な変更を含むが、その中でもビジネス上の関心が大きいと思われる事項として、再生可能エネルギープロジェクトへの影響を

緩和するための新たな条項が挙げられる。当該条項は、再生可能エネルギー施設の計画、建設及び運営や、その系統接続、系統施設、並びにエネルギー貯蔵設備は、優先すべき公共の利益を有すると推定するものである。これによって、再生可能エネルギープロジェクトの事業者は、本法案において定められる生態系の継続的改善と悪化防止の義務の適用除外を受けられ、かつ、各加盟国は、戦略的な環境アセスメントが実施済みであることを条件として、より環境への悪影響・被害の少ない代替的な方法の存在を証明する義務について再生可能エネルギープロジェクトには適用されないこととすることができる。そのような除外規定を設けることにより、自然保護措置を強制することで懸念された再生可能エネルギー事業への影響の軽減が図られていることになる。

今後、欧州理事会は、本合意を前提として、本法案の最終化に向けた欧州議会との協議を行うことになる。

[最初のページに戻る](#)